

45,893,918円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

教育委員会事務局文化財保護課

扶養手当の支給において、認定誤りにより1,052,112円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

警察本部

(1)職員の不注意による交通事故(県過失割合100%)が発生し、695,316円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(組織犯罪対策課)

(2)放置違反金については、回収に努力されているものの、平成20年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ7,183千円増加し、19,019千円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(交通指導課)

(3)職員の不注意による交通事故(県過失割合100%)が発生し、保険を含めて1,800,990円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(高速道路交通警察隊)

(2)指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア)収入関係(18件)

- ・調定もれがあるもの(元気長寿福祉課、生涯学習課)
- ・調定期が遅延しているもの(監理課)
- ・県税、貸付金の償還金、使用料等について、収入未済の解消を求めるもの
(税政課、森林政策課、健康福祉政策課、障害者自立支援課、商工政策課、新産業振興課)
- ・貸付金の償還金、使用料等について、収入未済額は前年同期に比べ減少しているものの、引き続きその解消を求めるもの
(元気長寿福祉課、商業観光振興課、河港課、住宅課、病院事業庁、議会事務局)

(イ)支出関係(20件)

- ・資金前渡金の取扱いが適正でないもの(環境政策課)
- ・委託に係る事務処理が適当でないもの(健康推進課)
- ・諸手当の支給を誤っているもの
(秘書課、広報課、人事課、税政課、統計課、県民生活課、自然環境保全課、健康推進課、医務業務課、新産業振興課、住宅課、スポーツ健康課、監査委員事務局)
- ・旅費の支給を誤っているもの
(財政課、病院事業庁)

(ウ)契約関係(1件)

- ・入札に係る事務処理が適切でないもの(水産課)

(エ)工事関係(1件)

- ・設計どおり施工がされていないもの(企業庁)

(オ)財産関係(9件)

- ・貸付料の積算が適正でないもの(財政課)
- ・交通事故等の防止を求めたもの
(事業課、循環社会推進課、元気長寿福祉課、スポーツ健康課、警察本部)

(カ)その他(1件)

施設の安全対策について再点検を求めたもの(教育総務課)

(3)上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成20年7月17日から8月28日までに実施した73機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 県税以外の収入未済の解消について(総務部、会計管理局)

県税以外の収入未済については、各所管課における回収の努力にもかかわらず漸増傾向にあり、県財政が極めて厳しい中、県民負担の公平性と歳入確保の観点から、未収金の解消に向けた一層強力な対応が求められている。しかし、債権管理に関する知識やノウハウの蓄積が不十分であることなどから、未収金回収の実績や不納欠損等の事務処理に関しては、各所管課によりばらつきがある。については、全庁を挙げて収入未済を解消するため、各所管課の取り組みに対し、債権管理の手法や法的措置の活用等に関する知識・ノウハウの共有と提供、回収困難な事案に対する一元的な対応などの支援を行う組織・体制の整備について検討されたい。

(2) 未利用県有地の利活用の促進および計画的な売却について(財政課)

これまで未利用県有地については、所管課を中心に利活用の検討や売却に向けた取り組みが進められているが、厳しい財政状況の中で、特に、未利用県有地の利活用について全庁挙げて取り組み、早急に利活用計画を策定するとともに、歳入確保のための有効な手段として、将来にわたり利活用計画のない県有地については、処理期限等の目標を定め、早期売却の促進に努められたい。また、行政財産である敷地の空きスペースや庁舎の余剰スペースについても、県有財産の有効活用を推進されたい。

(3) 県有施設および個人住宅の耐震化の計画的促進について(防災危機管理局、住宅課、教育委員会事務局教育総務課)

大きな被害が予想される琵琶湖西岸断層帯等による地震から県民の生命を守るため、学校などの防災上特に重要な県有施設や個人住宅の耐震化は、喫緊の課題であるが、計画どおりに進んでいないのが現状である。については、防災上特に重要な県有施設の耐震化の達成可能な計画目標を立てて鋭意進めるとともに、個人住宅の耐震化についても、促進が図れるようより一層県民への意識啓発を図られたい。

(4) 消費生活相談体制のあり方について(県民生活課)

各市において消費生活相談体制が充実してきている中であっても、依然として県の消費生活センターへの依存度が高い現状を踏まえ、県と市町の役割分担を基本としつつ、県全体としてより効果的な消費生活相談体制のあり方について検討されたい。

(5) 幼少期からの環境学習の推進について(環境政策課)

県民の環境保全意識の高揚を図るためには、次代を担う子どものうちでも、特に幼少期から環境学習を進め、貴重な体験を通して環境に配慮する生活習慣を身に付けさせることが大切である。このため、環境学習支援センターにおいて、琵琶湖博物館などの施設、教育委員会や子ども・青少年局などの関係部局と連携し、幼少期からの環境学習が県内各地で積極的に実施されるよう、環境学習実施主体への支援を進められたい。

(6) クリーンセンター滋賀の経営の健全化について(循環社会推進課)

クリーンセンター滋賀への産業廃棄物の搬入量は、当初計画に比べて下回ることが予想されており、環境事業公社の経営に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。については、今後の経営状況の推移を見ながら、一層のコスト削減を図るなど、環境事業公社に対し強力に助言・指導されたい。

(7) 多文化共生の推進について(国際課)

近年、本県においては外国人住民が増加しており、地域社会における多文化共生が新たな課題となっている。今後、県としてどのような役割を果たしていくべきなのかという観点から、課題や必要な施策を整理するとともに、市町やNPO、企業さらに関係機関と連携し、多文化共生に

に向けた取り組みを効果的に進められたい。

(8) 外来魚対策について (水産課)

本県では従来より外来魚駆除に取り組んでいるが、いまだ多数の外来魚が生息している。在来種との均衡を保つ生息数を十分検証した上で、外来魚駆除を長期的な対策で行うか、短期間で徹底的に行うかを見極め、より効果的な外来魚対策に取り組まれたい。

(9) 工事施工委託業務の適正執行について (監理課)

J R や旧道路公団に対する工事施工委託について、工事内容等は相手方との協議により決定し施工されているが、施工方法等の特殊性により競争原理が働きにくいことから、透明性の確保の観点からも県としてより一層工事内容等のチェックを行い、適正な執行に努められたい。

(10) 適切な道路の維持管理の推進について (道路課)

新たな道路建設の抑制が余儀なくされている財政状況の中にあっても、既設の道路の適切な維持管理は不可欠である。公平性や有効性の観点から、どこを優先して進めていくのかということが明確に説明できるようにするなど、客観的な視点を持って維持管理を進められたい。

(11) 県営住宅のあり方について (住宅課)

県営住宅については、当初考えられていた行政効果が変わってきているのと同時に、真に必要とする人がいまだ存在しているという一面がある。また、一部の団地においては、長年にわたり多額の借地料が支払われている事例もある。そのような状況の中で、県営住宅の必要性や今後のあり方について、空き家の活用方策や住宅供給公社への管理委託のあり方を含め、十分な検討を行われたい。

(12) 老朽化している教職員住宅の早期の処理について (教育委員会事務局福利課)

教職員住宅の中には入居者がいないまま老朽化が進んでいる施設もあり、防犯上および景観上放置できない状況にあるため、今後のあり方の検討を含め、解体撤去等早期の処理ができるよう取り組まれたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 20 年 11 月 27 日

滋賀県監査委員	森	茂	樹
"	柗	勝	次
"	平	居	新 司 郎
"	宮	村	統 雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	中央子ども家庭相談センター
監査執行年月日	平成 20 年 3 月 5 日
監査結果報告年月日	平成 20 年 3 月 27 日
監 査 の 結 果	児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入については、収納に努力されているものの、平成 19 年 12 月末日現在の収入未済額 (繰越分) は、前年同期に比べ 3,369,154 円増加し、29,488,183 円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	未納者には、毎月督促状を送付して支払いを求めるとともに、庶務担当職員や担当児童福祉司による電話連絡、家庭訪問を実施し、督促を行った。また、担当児童福祉司が保護

者と対応する機会には、庶務担当職員にも未納金納入の催促を行わせ、保護者が面会のため施設に来所する機会には、担当児童福祉司と庶務担当職員が保護者と面接をし、未納金の納入を求めた。これらの取り組みにより平成20年1月から平成20年3月の間に536,303円を収納した。さらに、消滅時効が完成した未納金債権2,772,552円については、不納欠損処分を行った。その結果、平成20年3月31日現在の収入未済金額は26,179,328円となった。

新たに措置した保護者に対しては、措置に係る負担金の説明を丁寧に行い、納入への理解を求めている。さらに、納入方法については、口座振替を行うように協力を求めたり、収入未済の初期段階で保護者との面接を行い、収納の指導を行ったり等、収入未済の発生防止に努めている。

監査執行対象機関名	近江学園
監査執行年月日	平成20年2月15日
監査結果報告年月日	平成20年3月27日
監査の結果	近江学園の利用に係る使用料において、平成19年12月末現在、609,620円の収入未済(繰越分)が発生しているため、収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	収入未済については、当園にて定めた未収金防止マニュアルに基づき、保護者に対する電話連絡や面談等による納付の督促を行った結果、平成20年10月末までに119,704円の収納を図ることができた。残る489,916円についても、引き続き電話や面談等により督促を行い、収納の促進に努める。 また、新たに利用料未収対策部会を設置し、適宜、個別具体的な対応策を協議、実施することにより、今後の収入未済の縮減や発生防止に努める。

監査執行対象機関名	南部振興局
監査執行年月日	平成20年5月22日・5月23日・5月26日・5月27日・6月19日・6月30日・7月9日
監査結果報告年月日	平成20年8月5日
監査の結果	(1)住居手当の支給において、認定誤りにより平成2年9月から593,300円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(総務出納課)
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	(1)住居手当の支給については、「所有権」の存在が条件となるが、当該事例は過去においてその存在が必ずしも明確でない状況で認定されていたもので、住居手当の支給条件に該当しないことが判明したため地方自治法第236条の規定に基づき速やかに戻入等の手続きをとり収納した。 今後はこのようなことが発生しないように、手当認定にあたっては「所有」(扶養者含む)、「居住」、「世帯主」の公的書類等による基本的要件確認はもとより、認定後や異動者にかかる毎年の手当確認においても、複数チェック体制で基本事項や現況の確認を徹底するなど適正な事務処理に努めることとした。また、本年度新給与システム移行に伴う基本データ作成に際しても、各種手当の基本的要件の再確認を併せて実施するとともに、決裁登録においても担当者と確認者の相互チェック体制による認定処理とした。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成20年3月27日
監査の意見	